

行田市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定に基づき本市における良好な景観の形成に関する計画(以下「行田市景観計画」という。)を策定するため、行田市景観計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、行田市景観計画の策定及び実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員11人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験又は専門的知識有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、行田市景観計画の策定完了までとする。

- 2 前条第2号及び第3号の規定により委嘱された委員が当該委嘱されたときにおける職務上の地位を失った場合は、当該委員を辞したものとみなす。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前条各号に掲げる者のうちから新たに委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号の委員の中から市長が任命し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 策定委員会が必要であると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

2 この要綱は、行田市景観計画策定の完了をもって廃止する。